

第11回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 令和2年2月12日(水) 15時00分から15時45分
2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室
3. 出席委員 (18名)

井上 治康 会長	山口 弘行 委員
北原 康徳 会長代理 (欠席)	柿原 栄司 委員
税田 悟 委員	焼山 穂積 委員
内藤 茂正 委員	平山 文雄 委員
川波 康利 委員	平田 豊美 委員
田邊 直美 委員	神本 明彦 委員
山田 善悟 委員	倉掛 喜人 委員
柳 幸敏 委員	前田 政實 委員
段浦 眞由美 委員	矢野 榮 委員
熊本 福實 委員	

4. 付議事項

議事

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 経営主変更承認届について
- 議案第1号 令和2年2月期農用地利用集積計画の審議について
- 議案第2号 農地改良行為届について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)
- 議案第5号 農地の賃借料情報の提供について

5. その他

6. 議事録署名人に指名された委員の氏名

熊本 福實委員、 山口 弘行委員

7. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 徳永 理恵

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、令和2年度第11回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。</p> <p>なお、1番 北原委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数19名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。</p> <p>それでは、農業委員憲章を全員で読みあげたいと思いますので、ご起立の程よろしくお願ひします。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席お願ひします。</p> <p>次第2、会長あいさつでございます。会長よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>議事録署名人の指名をいたします。9番 熊本委員と10番 山口委員にお願いします。</p>
事務局	<p>よろしくお願ひします。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>それでは、付議事項にはいります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開きください。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号5を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申しあげます。</p>
議 長	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。</p> <p>それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p>

事務局	(報告第2号 番号1を読みあげる)
	以上ご報告申しあげます。
議長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。 議案第1号 令和2年2月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書4ページをお開きください。 議案第1号 令和2年2月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。
	(議案第1号を読みあげる)
事務局	以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申しあげます。
議長	議案第1号 令和2年2月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	ないようですので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議長	議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号 農地改良行為届についての番号1について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書8ページをお開きください。 議案第2号 農地改良行為届について 上記について、次のとおり提出する。 本日付 会長名でございます。理由 農地改良行為届が提出されたので、審議を求める。
	(番号1を読みあげる)
事務局	補足説明をさせていただきます。今回申請地は櫛木にある乗馬クラブに隣接した農地になります。昨年の8月の農業委員会に農地改良の申請がなされた箇所ではありますが、災害等の手続き等で全くの手つかずのまま、工事期間の3ヶ月が過ぎておりました。 昨年8月時点では、今回申請地を含む5筆での申請でしたが、そのうちの3筆は災害で壊れた法面を補修するため、今回の農地改良には含まれておりません。以前、出来なかった分の再申請になっています。以上ご提案申しあげます。
議長	議案第2号 農地改良行為届についての番号1について、事務局の説明が終わりました。

7 番	<p>担当委員から説明をお願いします。</p> <p>話を聞いたところ、以前の申請が手付かずだったので、今回工事が出来る2筆だけ工事をしようということになったとのことです。残りの3筆は水害の関係で工事が出来ないとのことです。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、担当委員から説明が終わりました。 ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号1に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書9ページをお開きください。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求めます。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図2ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、10ページの調査書 番号1をご覧ください。 以上 ご提案申しあげます</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1について、事務局の説明が終わりました。 担当委員から報告をお願いします。</p>
11番	<p>この場所は、平成23年に収用があっており、別々の所有者になっています。県からの補助金のことで、話をした事がありますが、販売はしてないとのことです。作付けは、去年までは、別の方がつくられており、今年は、作付け計画の面積には入っています。</p>
議 長	<p>それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号1に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案書 1 1 ページをお開きください。</p> <p>議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 5 条知事許可分 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書が農地法施行令第 1 5 条第 1 項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号 1 を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は申請地北側に居住しており、露店商と古物商を営んでおります。</p> <p>申請地は譲受人により、既に仕事で使用する駐車場と倉庫として転用されております。</p> <p>申請書に添付された始末書によると、平成 2 3 年に今の自宅を購入し、併せて住宅への主たる入り口の〇〇-〇も購入予定でしたが、権利関係の問題で購入が出来なかったとの事で、自宅への進入口及び業務で使用する駐車場や倉庫として今回の申請地を転用したとのことです。当時、農地法の知識がないまま無断転用を行ったため、今回整理するための転用申請となっております。他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、東側に農地の広がりがあり、概ね 1 0 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原則不許可であります。周辺地域に居所のある事業者の業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されることから、第 1 種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての番号 1 について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
1 1 番	<p>議案第 3 号が隣の土地ですが最初は通路を通っていたようですが、いつの間にか申請地の畑だったところが地上げされて、コンテナが置かれていたようです。6～7 年経ちますのでその頃のことはわかりませんが、当時、自分で購入できない土地を通して自宅に入っていたようです。周りの田んぼには溝がありますし、問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>会長代理が体調不良で欠席ですので、私が代わりに補足説明をします。</p> <p>住宅地の中で農業には差し支えるところではないので問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第 4 号の番号 1 に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第 4 号の番号 1 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第 5 号 農地の賃借料情報の提供について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 1 2 ページをご覧ください。</p> <p>農地の賃借料情報の提供について 上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名で</p>

	<p>ございます。</p> <p>理由 農地法第52条の規定により、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安として、情報を提供するため、平成31年1月から令和元年12月までの農用地利用集積計画等から算出した賃借料について、下記のとおり、審議を求める。</p> <p>筑前町賃借料情報</p> <p>平成31年1月から令和元年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料（10アール当たり）は以下のとおりとなっております。本日付 筑前町農業委員会</p> <p>農地の区分 ほ場整備区域内の田 10,600円 ほ場整備区域外の田 10,000円 全域の畑 9,000円</p> <p>この賃借料情報は、実勢の集計値であり拘束力はなく、賃借料を決定するための目安として、提供するものですから、実際の契約の際には、貸し手と借り手の両者でよく、協議したうえで締結していただくこととなります。山間部については、平成31年1月から令和元年12月まで締結された賃貸借の利用権設定は5件未満であった為、平均額は掲載しておりません。</p> <p>ここで補足説明ですが、この賃借料の金額は平成31年1月から令和元年12月までの期間に利用権設定をされた土地の賃借料から算定しています。その際、極端に高額なものや低額なものを（70パーセントを超えたもの）除外した金額平均です。また締結された利用権設定が5件未満であった場合はサンプルが少ないということで、平均額は掲載していません。以上、ご提案申し上げます。</p> <p>議 長 議案第5号 農地の賃借料情報の提供について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>議 長 ないようですので採決に移ります。議案第5号に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議 長 議案第5号は全員賛成にて可決をいたします。以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p> <p>事務局 次第5 その他</p> <p>事務局 次第6 今後の日程について</p> <p>事務局 次第7 閉会、閉会のことばを会長よりお願いします。</p> <p>会 長 これをもちまして、第11回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">15 : 45 終了</p>
--	--